

7月1日(金)から紹介状なしで 当院を受診される方は、 追加の自己負担が必要です。 (必ず紹介状をお持ちください)

追加の自己負担が必要な場合

- ・紹介状のない場合（初診）
- ・当院から「かかりつけ医」を文書で紹介されたにもかかわらず、引き続き、当院の受診を希望する場合（再診）

追加の自己負担が不要な場合

- ・紹介状のある場合（初診・再診（※））
- ※当院から「かかりつけ医」を文書で紹介されたが、あらためて紹介状を持参した場合も含む
- ・診察予約のある場合
- ・救急車で搬送された場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- ・公費負担医療の場合（生活保護・特定の疾患や障害など）
- ・H I V感染の場合
- ・災害により被害を受けた場合 など

追加の自己負担額（選定療養費）		H28. 7月から	H28. 6月まで
紹介状のない初診の場合	医 科	5,000円	2,600円
	歯 科	3,000円	2,600円
ほかの医療機関を紹介された後、 紹介状なしに再診する場合	医 科	2,500円	なし
	歯 科	1,500円	

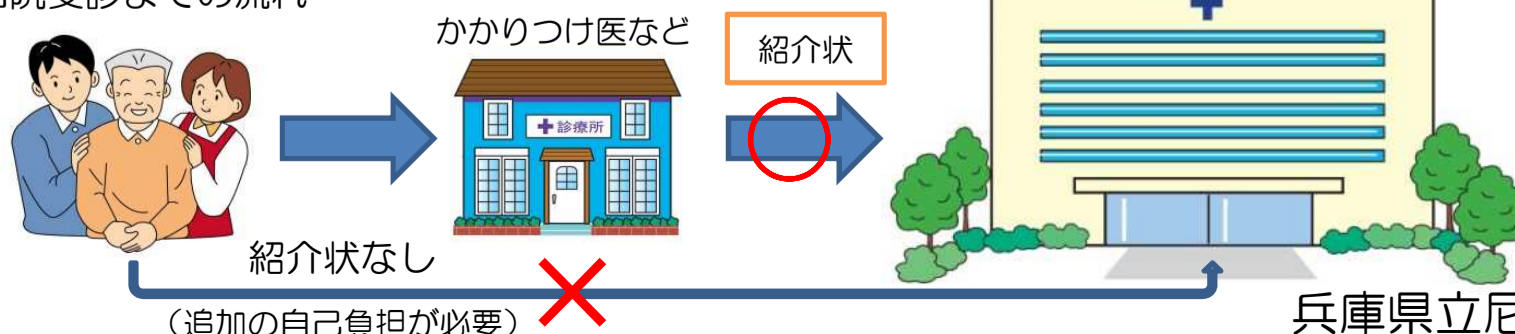
追加の自己負担額（選定療養費）について

平成28年度の診療報酬改定により、病院と診療所との機能分担の推進を図る観点から、一般病棟500床以上の地域医療支援病院などに対し、追加の自己負担（選定療養費）の徴収が責務となりました。

当院受診の際は、必ず「紹介状」をお持ちください。

当 院

当院受診までの流れ



平成28年6月

兵庫県立尼崎総合医療センター